

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成20年度北部国道広報支援業務
業 務 概 要	1) 総合学習支援 ・ 広報・啓発活動 ・ 総合学習会等準備運営 2) 道路事業啓発活動 ・ 広報資料作成及び更新
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 石垣 弘規 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
契 約 年 月 日	平成20年 4月 1日
契 約 業 者 名	(社) 沖縄建設弘済会
契約業者の住所	浦添市勢理客 4-18-1
契 約 金 額	17,325,000円 (税込み)
予 定 価 格	17,787,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	北部国道事務所
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間 (自)	平成20年 4月 2日
履行期間 (至)	平成21年 3月31日
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 平成20年度北部国道広報支援業務
2. 履 行 場 所 北部国道事務所
3. 契約の相手方 名称：(社)沖縄建設弘済会
住所：沖縄県浦添市勢理客四丁目18番1号
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、これからの社会の担い手である若年層へ道路事業に関する広報・啓発を強化し、「道づくり」や「地域づくり」に対する興味や関心を深めてもらうことを目的に、小中学校における「総合的な学習の時間」の取組みを支援し、道路事業に関する広報活動の充実を図るとともに、事業者説明責任の向上に向けた広報活動の支援を行う。

(2) 理 由

「簡易公募型に準じたプロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続き」に基づき審査審議の結果、(社)沖縄建設弘済会が本業務を実施する最適業者であると判断されたことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。